

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成29年1月27日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年12月2日	山科区	竹鼻西ノ口町	2	—	—	平成28年12月2日
		柳辻中在家町	4	—	—	
		大宅坂ノ辻町	1	—	—	
		柳辻草海道町	4	—	—	
		西野山中鳥井町	3	—	—	
	伏見区	小栗栖森本町	6	—	—	
		深草大亀谷六躰町	—	—	2	
		桃山最上町	—	—	1	
		横大路畔ノ内	1	—	—	
		桃山町正宗	3	—	—	
平成28年12月5日	左京区	上高野山ノ橋町	—	—	1	平成28年12月5日
		岩倉中在地町	—	—	3	
		岩倉長谷町	—	—	1	
平成28年12月16日	北区	紫竹西栗栖町	—	—	1	平成28年12月16日
		紫竹北栗栖町	—	—	1	
		紫竹北大門町	—	—	1	
	上京区	作庵町	—	—	2	
	左京区	吉田泉殿町	—	—	1	
	中京区	聚楽廻中町	—	2	—	
平成28年12月19日	北区	紫野西土居町	—	—	1	平成28年12月19日
	左京区	山端森本町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年12月19日	左京区	上高野西氷室町	—	—	1	平成28年12月19日
		上高野上荒蒔町	—	—	1	
	南区	上鳥羽西浦町	1	—	—	
		久世殿城町	3	—	—	

## 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

## 3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)